

いろいろな人が笑顔で暮らせる世田谷にしたい

めざすまの姿に「笑顔」を入れたよ。

野球やサッカーなどのボールあそびが出来る公園が欲しい。

放課後にその時の気分で行けるような学習スペースが欲しい。

一人ひとりの意見を聴いてほしい。

意見聴く場を増やしていくよ。

これから声も聴かせてね。

世田谷区を、もっと自然豊かにしてほしい。

放課後や休みの日に過ごせる場所を増やしていくよ！

子ども・若者の声とともに作るページ

みんなの声

子どもたちがこんな世田谷になったらいいなと思うこと、大人に言いたいこと

悩みを気軽に相談できる場を増やして欲しい。

裏面のせたホットの欄を見てね！

いじめや悪いことをする人がいない世田谷にしたい。

子ども・若者の声とともに作るページ

困ったときは連絡してね！

クロスワード

ひらがなで書いてね！
ヒントはすべてパンフレットの中にあるよ

こたえ

タテのカギ

1. 途中だからこ特別に守られる「子どもの権利」
2. 「めざすまの姿」と「条例の前文【子どもの思い】」に共通して出てくるカタカナの言葉
3. 子ども・若者のみんなが、色々な場所と方法で、意見を言ったり したりした

ヨコのカギ

1. 困ったときに連絡できるところ
2. 「① かなる理由でも差別されない」などの4つの一般原則が定められているのは「子どもの 」

せたホットと（せたがやホットと子どもサポート）

悩みがある、困ったとき、話をきいてほしいときは連絡してね。
秘密は必ず守るよ。

相談時間 月～金：午後1時～午後8時、土：午前10時～午後6時
(日曜、祝・休日、年末年始をのぞく) (ほっとにきゅうさい)

電話 フリーダイヤル 0120-810-293

会って、または手紙で
〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階 せたホットと あて

メール

みんなで作ったよ！

このパンフレットは、子ども版パンフレット編集会議にて、子ども・若者のみなさんと一緒に内容を考えたりイラストを描いたりして作りました。

発行：世田谷区子ども・若者部 子ども・若者支援課 計画担当 & 「子どもの権利」周知啓発プロジェクトチーム
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 Tel03-5432-2528 FAX03-5432-3016
令和7年4月発行

世田谷区子どもの権利条例 世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

子どもの権利を守る 約束と作戦が

できたよ！

せたがやく 世田谷区
せたがやく 世田谷区教育委員会

子どもには 子どもの権利があるんだよ！

子どもには、人間としての権利だけでなく、成長の途中だからこそ特別に守られる子どもの権利もあるんだよ。

全世界で共通の

子どもの権利条約の 4つの一般原則

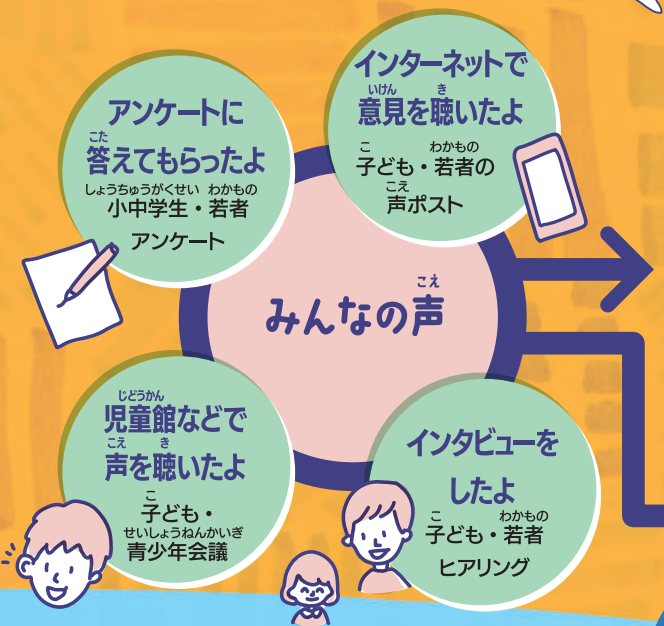
- ① いかなる理由でも差別されない
- ② 子どもにとって最もよいことが何かを考えられる
- ③ 命を守られ成長・発達する
- ④ 自由に自分の意見や思いを表明する

子どもの権利について考えるときは、この4つの一般原則をあわせて考えることが大切だよ。

みんなのあたりまえになるといいね

そうだね、そのためには、相手を思いやり、お互いの権利を尊重することが大切なんだよ。

子ども・若者のみんなが、色々な場所と方法で、意見を言ったり参加したりしたよ。



これらはすべて、子どもの権利条約の4つの一般原則のひとつ④自由に自分の意見や思いを表明するだね！

日本ユニセフ協会HP
【子どもの権利条約】



めざすまちの姿

一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまち

約束

世田谷区子どもの権利条約※

子どもの権利を守る約束

子どもの権利条約は、子どもの権利を守るため

の世田谷区の大事な「約束」なんだ。区や大人は、

この約束を大切に、

守っていくよ。

区や大人は、みんなの思いを受けとめ、応えています！

※ 令和7年4月に世田谷区子ども条例(平成13年12月制定)から名前を変えました

条例の子どもの権利(一部)

- 自分らしくいられ、個性が尊重される権利
- 様々なことに挑戦して失敗できる権利

条例の前文【子どもの思い】

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていききたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きていきたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していききたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

条例の全文はこちら



共感できるころはあるかな？



条例には、他にもたくさん子どもの権利が書いてあるよ！

- 心や身体が疲れた時に休息することができる権利
- 意見や思いを様々な方法で表すことができる権利

世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)

子どもの権利を守る作戦

計画は、「約束」を実現するための「作戦」だよ。

子ども・若者と大人と一緒に、これから10年をかけて、

進めていこう！



これからも、あなたの声を聴かせてね。

一緒にもっとよいまちを

つくっていこう！

計画の目標

子ども・若者が自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現する

あした明日もいい日になりそうだ...



例えばこんな作戦があるよ

- 子ども・若者が意見を表す機会や参加する機会を増やす
- 子どもの権利について、子どもと学校の先生などの大人にもっと学んでもらう
- 子ども・若者が参加できるイベントや体験の機会を増やす
- 子ども・若者が、こころの悩みを相談できる場をつくる
- 障害があったり、生活に困っている子ども・若者や、ひとり親の家庭を支援する

計画の全文はこちら

